

ライフ

ワークLIFEおおいた

大分県の最低賃金

時間額

899

円

(令和5年10月6日から)

第58号

2023
10月

最低賃金制度って何?

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。
年齢や正社員・契約社員・パート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

※最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から
一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

トピックス



最低賃金が45円引き上げられます



大分市中小企業退職金共済掛金補助制度を
ご利用ください



11月15日（水）は県民ノー残業デーです

最低賃金が引き上げられます

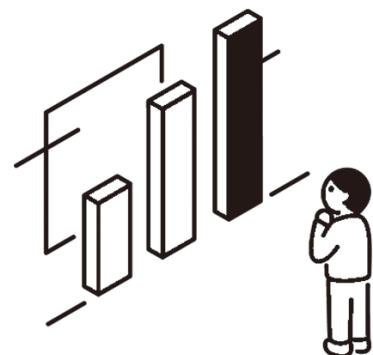
7月28日に開催された「第67回中央最低賃金審議会」で、令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。大分県はCランクに該当し、引き上げ額の目安は39円となっていました。

大分地方最低賃金審議会は、8月10日、物価上昇や他県の状況を踏まえ、国の目安に6円上乗せした45円の引き上げを行うよう大分労働局に答申し、引き上げ幅は2年連続で最大となりました。

最低賃金は現行の854円から899円となり、10月6日から適用される予定です。

※詳細は厚生労働省・大分労働局ホームページをご覧ください。

854円 → 899円



11月は「テレワーク月間」です ~テレワークを活用しましょう~

テレワークは、ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。厚生労働省では、企業等に雇用される労働者が行う、いわゆる雇用型テレワークについて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のための施策を行っています。

なお、政府は平成27年から11月を「テレワーク月間」とし、テレワークの普及促進に向けた広報等を集中的に行ってています。令和5年度も、テレワーク月間を契機としてテレワークの更なる実践等を行う企業・団体を募集する予定です。今後、テレワーク月間ホームページにて、募集情報を掲載する予定ですので、ご確認の上、ご登録をお願いします。

テレワーク総合ポータルサイト

厚生労働省は、総務省と連携し、テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業やテレワークに関心のある方に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています。

【主な掲載情報】

- ・テレワーク全般に関する情報
- ・テレワークに関する相談窓口
- ・助成金など、導入にあたって利用できる制度
- ・テレワークに関連する資料
- ・セミナーやイベント情報
- ・企業の導入事例紹介 など

アクセスは
こちらから



人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者的人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し支給する助成金です。

今年度から、テレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用も助成対象となりました。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

あなたの会社に退職金制度はありますか？

退職金制度の導入は、従業員にとって、勤労意欲の向上や退職後の生活の安定につながるばかりでなく、事業主にとっても雇用を安定化させ、従業員との信頼関係を強化させることができるほか、小規模の事業所でも計画的に従業員の退職金を準備することができます。ぜひ、この機会にご検討ください！

**事業主の方へ
退職金のこと
ちょっと考えてみませんか？**

「中退共」の退職金制度なら、
 ① 国の掛金助成を受けられます。
 ② 掛金は全額非課税。
 ③ 外部積立型だから、管理がカンタン！
 パートさんのための特例掛金月額もご用意
 中退共は中小企業で働く従業員のための
 国の退職金制度です。

*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。
 詳しくはホームページへ [中退共](#) [検索](#)

(独)労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

◀ 中小企業退職金共済制度

▼ 建設業退職金共済制度

加入できる事業主：建設業を営む方
 対象となる労働者：建設業の現場で働く人
 掛金：日額320円 ※掛金の一部を国が助成します

【取扱団体】 (独) 労働者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部（建退共）

【問い合わせ先】 建退共大分県支部

📞 097-536-4800

詳細はホームページをご覧ください！！

建退共



▼特定退職金共済制度

※ 市の補助制度があります！！

(本ページ下部の条件をご確認ください)

【取扱団体】 大分商工会議所・大分県中小企業団体中央会・野津原町商工会

※取扱団体によって制度内容が異なる場合があります。詳細は各団体へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 大分商工会議所

📞 097-536-3135

大分県中小企業団体中央会 📞 097-536-6331

野津原町商工会 📞 097-588-0101

大分市中小企業退職金共済掛金補助制度をご利用ください

商工会議所・商工会・大分県中小企業団体中央会が行っている「特定退職金共済制度」に新規加入した大分市内に事業所を有する事業主に対して、共済掛金の一部を大分市が2年間補助します。

【対象者】 以下の項目すべてを満たしている事業主

(1) 大分市内に事業所を有し、市税を完納している事業主

(2) 事業所として、はじめて「特定退職金共済制度」に加入した事業主

(3) 常時雇用する従業員が次のとおりであること

●卸売業、小売業、サービス業：20人以下 ●その他の業種：100人以下

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

【補助金額】 掛金の20パーセント ※ただし、1人あたりの補助上限月額掛金は5,000円

【補助期間】 事業所としてはじめて「特定退職金共済制度」に加入してから 2年間

※ 申請期間や提出書類等の詳細については、大分市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

大分市商工労政課 雇用労政担当班 TEL：097-537-5964

10月第1週は「全国労働衛生週間」です

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

【令和5年度スローガン】

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保について、「こころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働相談のご案内 職場の悩み お気軽にご相談ください

『悩まず どんとこい労働相談週間』

大分県労働委員会では、解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話、来所での相談を無料でお受けします。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

労働委員会は労使紛争を解決するための専門的な行政機関です



期 間 令和5年10月1日（日）～10月7日（土）

受付時間 平 日 9時～20時（来所の受付は19時まで）
土・日 9時～17時（来所の受付は16時まで）

※土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館東側通用口

相談方法 《電話相談》 097-536-3650（相談専用ダイヤル）

《来所相談》 大分県労働委員会事務局（大分県庁舎本館3階）

※来所相談の場合は、事前にご連絡ください。



なお、この期間以外でも、平日（9時～17時）であれば、随時労働相談を受け付けています。

11月は「下請取引適正化推進月間」です

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じその推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

下請適正取引等推進のためのガイドラインをご利用ください

下請適正取引等の推進のためのガイドラインは、下請事業者の皆さま方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインです。2017年3月末時点で、18業種で策定しています。

望ましい取引事例（ベストプラクティス）や、下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載されています。

中小企業庁ホームページからダウンロードできますので、下請取引等の改善にお役立てください！

事業主のみなさまへ 働き方改革関連法に則った取引上の配慮について

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！ **ダメ！短納期発注！！**

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主のみなさまは、他の事業主との取引を行うにあたって次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ①週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

お問い合わせ先 中小企業庁事業環境部取引課 TEL：03-3501-1669

11月は計量強調月間です

平成5年11月1日に新計量法が施行されたことを記念し、**11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」**として全国各地で記念日行事が行われています。

大分市でも、計量思想の普及・啓発を図るため、**11月1日（水）**に一日計量パトロールを行います。

消費者代表（主婦など）を一日計量パトロール員に委嘱します。その後、市内のスーパー・マーケットにて実際に買い物をしていただき、持ち帰った商品について内容量を計量し、表示量と比較することで、過不足についての確認を行います。また、その結果をもとに、店舗の代表者との意見交換会を行い、計量制度に対する理解の促進を図ります。



お問い合わせ先 大分市商工労政課 管理・計量担当班 TEL：097-537-5625

令和5年9月1日より 「おおいたパートナーシップ宣誓制度」がスタートしました！

大分市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指しています。

「性的マイノリティ（性的少数者）」の方は、左利きの人と同じ割合（約10%）でいるといわれています。性的マイノリティの方が、社会の中で自分らしく暮らしていくことを実現するために、「おおいたパートナーシップ宣誓制度」の運用を開始します。

制度の概要

一方または双方が性的マイノリティのお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市が宣誓の事実を認めるとともにパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。受領証を提示することで、一部の行政サービスなどが利用できるようになります。

なお、税の控除や相続など法律上の効果が生じるものではありません。

制度を利用できる方

次のすべてに該当するお二人が対象です。

- ・18歳以上であること
- ・一方または双方が市に居住、または14日以内に転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと（事実婚を含む）
- ・宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係ないこと
- ・近親者（民法で婚姻ができない続柄）でないこと



準備していただく書類

- ・住民票
- ・独身であることが証明できる書類（独身証明書や戸籍抄本など）
- ・本人確認できる書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など）

◎宣誓には事前予約が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください。

市民・事業者の皆さんへ

人にはそれぞれ個性があり、誰一人として同じ人はいません。性のありようを詳しく知らないことで誰かを傷つけているかもしれません。

性的マイノリティの方々への理解を深めていただき、パートナーシップ宣誓制度を安心して利用できるよう、市民の皆さまのご理解と事業者の皆さまのご協力をお願いします。

性のありようとは

性のありようは、さまざまであり、単に男性女性どちらかに分けられるものではありません。
また、性的マイノリティといっても、自分自身が性的マイノリティであることを受け入れている場合もあれば受け入れていない場合もあるなど、一人ひとり状況が違います。

性的マイノリティとは

「出生時に判定された性別とジェンダーアイデンティティ（性自認）が一致し、かつ性的指向（恋愛感情や性的関心がどの性別に向いているのかという認識）は異性」というパターンに当てはまらない方のことです。LGBTなどとも呼ばれています。

お問い合わせ先

大分市男女共同参画センター（たびねす）

大分市府内町1丁目5番38号（コンパルホール2階）

T E L : 097-574-5577 Eメール : danjokyodo@city.oita.oita.jp

「おおいた消防団応援の店」に登録しませんか？

消防団員の皆さんには、日頃の消火活動だけでなく、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助、警戒巡視、避難誘導、災害防御など様々な現場で活躍しています。

大分県では、それぞれ仕事を持ちながら、地域防災の要として一生懸命活動している消防団員を応援し、地域防災力の充実強化を図るために、割引きサービス等で消防団員を優遇する「おおいた消防団応援の店」の登録を進めています。

現在は県内の**476店舗**に「おおいた消防団応援の店」の登録をしていただいている。



大切な人、大切なまちを守る、消防団を地域ぐるみで応援しましょう！

以下のホームページから、「おおいた消防団応援の店」の登録方法について確認できますので、ぜひ登録をお願いします。

なお、登録していただきましたお店や事業所につきましては、以下のホームページにおいて、お店等の概要やサービス内容等を紹介させていただきます。



●大分県庁ホームページ●

【お問い合わせ先】大分県生活環境部防災局消防保安室消防班

T E L : 097-506-3158 (直通)

F A X : 097-533-0930

E-mail : a13560@pref.oita.lg.jp

U R L : <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13560/oitaouenn.html>



大分市商工労働 メールマガジン 登録企業募集中!!



大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などを

メールマガジンで随時配信しています！

企業のみなさまに役立つ情報を紹介していきますので

ぜひご登録ください！！

登録は
こちらから



毎年11月 第3水曜日は

県民ノ一残業デー

今年は11月15日(水)

大分労働局では、過労死等防止月間である**11月の第3水曜日**に「県民ノ一残業デー」を実施しており、大分県民全体での取組を呼びかけています。

「県民ノ一残業デー」の取組を契機に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、働き方を見直しましょう。

お問い合わせ先

大分労働局 雇用環境・均等室

TEL : 097-532-4025



「大分働き方改革推進支援センター」をご利用ください

働き方改革は、育児や介護がしやすい、年休が取得しやすい、女性や障がいのある方など誰もが働きやすい、セクハラ・パワハラがないなど、働きやすい魅力ある職場づくりを目指すことにより、人材の確保・定着、生産性の向上等を進めるものです。

取組事例の紹介、各種助成金、訪問による無料コンサルティングなども用意していますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

【大分労働局委託事業】

大分働き方改革推進支援センター TEL : 0120-450-836

○お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。

今後も、雇用・労働に関する様々な情報を届けます。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2023年10月発行
大分市 商工労働観光部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-mail : rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<https://www.city.oita.oita.jp/>